

第 20 回総会 令和 4 年 1 月 31 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、1 月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

局 長 今月は、農地法施行規則第 29 条の規定に係る届出（小規模転用）1 件提出がありましたので報告いたします。土地の所在は、大字南方字〇〇番 1 他 1 筆、地目：台帳・現況ともに田、面積 2,847 m<sup>2</sup>の内 40 m<sup>2</sup>、届出人は、大字南方〇〇番地 1、〇〇、転用目的は、駐車場の設置であります。事務局で現地確認していますので、報告をお願いします。

事務局 小規模転用 1 番を報告します。お手元の報告事項の資料をご覧ください。申請人は、〇〇さんです。農地の場所は、穂北地区の〇〇集落内で、〇〇公民館から西へ約 200m 行った所の農地です。地図も添付していますので参照して下さい。今回この農地に、農作業用駐車場を設置するために申請されたものです。地図には、駐車場場所位置図を印しています。地元〇〇委員も現地確認していますので、合わせて報告します。

局 長 また、相続届出 2 件、使用貸借合意解約 4 件、賃貸借合意解約 11 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 3 年度第 20 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。現在、農業委員 16 名、推進委員 2 名、合計 18 名の出席であります。本日の議案件数ではありますが、8 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。11 番 〇〇委員、19 番 〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 104 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 104 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1～3 ページの通り申請件数は 8 件であります。

1 番を説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：旭〇〇丁目〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 783 m<sup>2</sup>、申請事由：宅地分譲用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、宅地分譲地 5 区画の造成であります。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 今回は、19 番 〇〇委員と私（4 番 〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る 1 月 21 日午前 8 時 30 分より、杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より緒方局長、杉尾係長同行のもと、農地法第 5 条 8 件、非農地証明 1 件の現地調査を行いました。順次報告しますので皆さまのご審議をよろしくお願いします。尚、非農地証明調査には、8 番 〇〇委員にも同行していただきました。

19 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇住宅から北側に行った農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、宅地分譲 5 区画を設置するために申請されたものです。周囲は、北側は道路、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨水は道路側溝に流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、現状の地盤を造成するため懸念することはありません。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第 3 種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となります。

議長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員 なし）

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：福岡市の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番口、登記・現況ともに畑、面積737㎡、申請事由：太陽光発電施設の設置、権利の内容：売買による所有権移転権、主な内容は、太陽光パネル259枚の設置であります。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 2番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西に約500m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権移転を受けて、太陽光発電施設を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は田、西側は道路を挟んで宅地、南側は田、北側は畑となっています。雨水は、自然浸透により排水します。また、盛土して土手を造り、隣接する農地へ流水しないようにするとのことです。生活排水はありません。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周辺にフェンスを設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのことです。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となっています。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

1 番 雨水については、自然浸透とのことですが、十分対応できますか。

事務局 今回、雨水管理については、現地調査でも特別調査員から指摘がなされました。その時の説明では、パネル下は砂利等で敷き詰めることなく、現状地盤での造成で、雑草等の管理は委託で行うとのことでした。これまで雨水の被害等はなかったとのことから、隣接農地関係者等にパネル設置の同意は得ていますが、北側隣接農地が低いため、土を盛り、畝状の防波堤を造り、隣接農地へ流水しないように対応すると聞いています。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に3番の説明をお願いします。

局長 3番を説明します。受人：平郡の〇〇、渡人：平郡の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番4、登記：畑、現況：宅地、面積6.77㎡、申請事由：宅地進入路、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、自宅への進入路用地の設置であります。既に進入路として利用していることで、始末書が添付されています。

議長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

19 番 3番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南へ約200m行ったところの農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、宅地進入路を設置するために申請されたものです。この申請地は、受人の〇〇さんが、平成

28年3月頃、自宅の進入路として整備しましたが、狭小な土地で農地法の許可が必要だと知らずに整備したため、違反転用を是正するための転用申請です。周囲は、東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨水は、道路側溝へ放流します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、コンクリートで固めており、懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となります。

議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：福岡市の〇〇、渡人：加勢の〇〇、〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番他2筆、登記・現況ともに畑、面積1,050㎡、申請事由：太陽光発電施設の設置、権利の内容：売買による所有権移転権、主な内容は、太陽光パネル288枚の設置であります。

議 長 4番について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 4番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇公民館から北西へ約500m行った所の農地です。詳細については配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇

○さんが、○○さん、○○さんから売買により所有権の移転を受け、太陽光発電施設を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は太陽光発電施設、南側は市道を挟んで太陽光発電施設、北側は畑となっています。雨水は、自然浸透により排水しますが、周りに盛土して、隣接地へ流水しないようにし、また施設への取り付け道路を設置し、雨水がその道路を伝って、市道の側溝へ排水すると聞いています。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、周辺にフェンスと盛土を設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、総額○○円となります。

議 長 4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番を説明します。受人：下三財の○○、渡人：下三財の○○、○○、申請地：大字下三財字○○番他1筆、登記・現況ともに畑、面積1,176㎡、申請事由：木材置場、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、事業拡大による木材置場の設置であります。

議 長 5番について特別調査員の報告をお願いします。

19 番 5 番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇支所から西へ約 600m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが、〇〇さん、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、木材置場を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は農地、西側は宅地、南側は宅地、北側は道路となっています。雨水は、敷地内に側溝を設置し、北側の排水路に流します。転用に伴う周辺への土砂流出等は現状の地盤を基に造成するため懸念することはありません。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となっています。

議 長 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 6 番、7 番は関連がありますので、続けて説明をお願いします。

局 長 6 番、7 番を続けて説明します。初めに 6 番です。受人：右松の〇〇、妻の〇〇、渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番 2 他 1 筆、登記：田、現況：宅地、面積 152 m<sup>2</sup>、申請事由：一般住宅用地及び宅地進入路の設置、権利の内容：使用貸借権の設定、主な内容は、駐車場と宅地進入路の設置であります。既に宅地化しており、また通路として利用しているため、顛末書が添付されています。

次に7番です。受人：右松の〇〇、妻の〇〇、渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番2、登記：田、現況：宅地、面積22㎡、申請事由：宅地進入路の設置、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は、宅地進入路の設置であります、既に進入路として利用しているため、顛末書が添付されています。

議長 6番、7番について特別調査員の報告をお願いします。

4番 6番、7番について説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇公民館から東へ約400m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇、〇〇夫妻が〇〇さんと使用貸借の設定、〇〇さんから贈与により所有権移転を受けて、一般住宅及び進入路を設置するために申請されたものです。この申請地は、〇〇さんの亡くなった父から相続した土地ですが、60年前から現在の形状であり、今回息子夫婦の住宅の建設を進めるにあたり、申請地が農地であることが分かったもので、違反転用を是正し、新たに一般住宅及び進入路を建設するための転用申請です。この案件は、顛末書が添付されていますので、皆さんご確認ください。周囲は、東側は田、西側は宅地、南側も北側も田となっています。雨水は、敷地北側の排水路に流します。生活排水については、合併浄化槽で浄化した後、敷地横の排水路に流します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周辺にブロックを設置し、土砂の流出を防ぎますが、既に60年が経過しており、その間も周辺への影響はありませんでしたので、今後も懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、集落に接続していることから、許可可能な案件となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 6番、7番について一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。



(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に8番の説明をお願いします。

局 長 8番を説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、岡山市の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番他2筆、登記：田、現況：雑種地、面積400㎡、申請事由：一般住宅用地、権利の内容：贈与・売買による所有権移転、主な内容は、一般個人住宅1棟の建築であります。既に雑種地化していることから、顛末書が添付されています。

議 長 8番について特別調査員の報告をお願いします。

19 番 8番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で、〇〇公民館から北西に約200m行った所の農地となります。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが、父の〇〇さんからは贈与、〇〇さんからは売買により、所有権の移転を受け、一般個人住宅を建築するために申請されたものです。この申請地は、〇〇さんは、時効取得で、〇〇さんは相続により取得した農地であったのですが、耕作を放棄しているうちに、いつの間にか宅地化していたもので、違反転用を是正し、新たに一般個人用住宅を建設するための転用申請です。周囲は、東側は道路、西側は宅地、南側、北側ともに道路となっています。雨水は、道路側溝に放流します。生活排水については、合併浄化槽で浄化した後、敷地横の排水路に流します。転用に伴う、周辺への土砂流出については、ブロック壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ、同意を得ているとのこと。この申請地は、

農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、集落に接続していることから、許可可能な案件となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地は、〇〇さんからは贈与で、〇〇さんからは売買となりますが、購入価格は〇〇円となっています。

議長 8番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第105号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第105号農地法第3条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書4～5ページの通り、申請件数は4件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積50aの要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字南方字

〇〇番 2 他 4 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 6,617 m<sup>2</sup>、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

23 番 1 番を説明します。受人の〇〇さんと渡人の〇〇さんは、親子関係にあり、〇〇さんの高齢化により、贈与して経営継承するものであります。〇〇さんは、大規模なピーマン農家であり、農業に必要な機械類も一式揃っています。周辺作物への影響もなく何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。  
(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 2 番の説明をお願いします。

局 長 2 番を説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：妻の〇〇、申請地：大字鹿野田字  
〇〇番 2 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,288 m<sup>2</sup>、権利の内容：贈与による所有  
権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

9 番 2 番を説明します。渡人は、妻に住む〇〇さんで、受人は、鹿野田に住む〇〇さんへの贈与となります。農地の場所については、お手元の地図をご参照下さい。鹿野田の〇〇公民館から南へ約 300m 進んだ農地となります。受人は、飼料を約 1 町、甘藷を約

1 反作付けしており、農機具も田植機、トラクター、軽トラ等農業に必要な機械等は一式揃っております。周辺作物への影響もなく、農地法第3条による50a以上の作付けについても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：上三財の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番1他2筆、登記・現況ともに田、面積4,788㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

12 番 3番を説明します。今回の申請は、宮崎市に住む〇〇さんから、三財の〇〇集落に住む、専業農家の〇〇さんへの贈与であります。受人は、〇〇集落で、ハウスピーマンを中心に、加工米、露地ゴーヤ等を作付けしており、現地には、加工米を作付けする予定だと聞いております。受人は、トラクター、コンバイン、田植機等農業に必要な機械等は一式揃えています。周辺作物への影響もなく、農地法第3条による50a以上の作付けについても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよ

ろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積962㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 4番を説明します。今回の申請は、宮崎市の〇〇さんから、〇〇さんへの売買となります。〇〇さんは、宮崎市で〇〇業を営んでおられますが、自身でもいろんな作物を作付けされています。議案書に自作5,115㎡とありますが、これは先月、西都市であっせんにより取得された農地ですが、宮崎市では、約20町程の農地を所有し、野菜を初め、WCS等も作付けしているとのこと。ロールベラー等大きな農機具も多数揃え、現地には、ハーブを作付けしたいと聞いています。機械類、耕地面積等も問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この農地の売買価格は、10a 当たり〇〇円です。

議長 説明がありました 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第 106 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第 106 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、先ず初めに、議案書 6～10 ページの所有権移転分 10 件を説明させていただきます。

1 番 受人：茶臼原の〇〇、渡人：埼玉県の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 17,167 m<sup>2</sup>です。

2 番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 1,124 m<sup>2</sup>です。

3 番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 5,134 m<sup>2</sup>です。

4 番 受人：下三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,393 m<sup>2</sup>です。

5 番 受人：佐土原町の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地、大字鹿野田字〇〇番他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 6,129 m<sup>2</sup>です。

6 番 受人：佐土原町の〇〇、渡人：妻の〇〇、申請地、大字鹿野田字〇〇番他 2 筆、

登記・現況ともに田、面積 6,578 m<sup>2</sup>です。

7 番 受人：佐土原町の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地、大字鹿野田字〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 2,917 m<sup>2</sup>です。

8 番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 1、登記・現況ともに畑、面積 1,874 m<sup>2</sup>です。

9 番 受人：清水の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字清水字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,457 m<sup>2</sup>です。

10 番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 7,631 m<sup>2</sup>です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和 4 年 2 月 7 日を予定しております。

議 長 説明がありました 1 番から 10 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 106 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 106 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 11～20 ページの通り 18 件であります。

申請番号順に説明します。

1 番 受人：黒生野の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,010 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 10 年間の賃貸借権の再設定です。

2 番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 2 他 6 筆、登記・現況ともに田、面積 7,158 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 10 年間の賃貸借権の再設定です。

3 番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 2 筆、登記・現況ともに畑、面積 9,500 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 5 年間の賃貸借権の新規設定です。

4 番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他 1 筆、登記・現況ともに畑、面積 4,793 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 5 年間の賃貸借権の新規設定です。

5 番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 1,761 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 5 年間の賃貸借権の新規設定です。

6 番 受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 579 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 8 年 3 ヶ月間の賃貸借権の新規設定です。

7 番 受人：穂北の〇〇、渡人：童子丸の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況ともに田、面積 2,002 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 10 年間の使用貸借権の新規設定です。

8 番 受人：佐土原町の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番、登



記・現況ともに田、面積 1,395 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 5 年間の使用貸借権の新規設定  
です。

9 番 受人：佐土原町の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番他 2 筆、  
登記・現況ともに田、面積 4,224 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 5 年間の使用貸借権の新規設  
定です。

10 番 受人：佐土原町の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番他 3  
筆、登記・現況ともに田、面積 4,342 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 5 年間の使用貸借権の新  
規設定です。

11 番 受人：佐土原町の〇〇、渡人：有吉町の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番他  
1 筆、登記・現況ともに田、面積 3,896 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 5 年間の使用貸借権の  
新規設定です。

12 番 受人：佐土原町の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番、登  
記・現況ともに田、面積 2,175 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 5 年間の使用貸借権の新規設定  
です。

13 番 受人：佐土原町の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番、登  
記・現況ともに田、面積 2,152 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 5 年間の使用貸借権の新規設定  
です。

14 番 受人：佐土原町の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番他 1  
筆、登記・現況ともに田、面積 1,599 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 5 年間の使用貸借権の新  
規設定です。

15 番 受人：佐土原町の〇〇、渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番他 1  
筆、登記・現況ともに田、面積 3,213 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 5 年間の使用貸借権の新  
規設定です。

16 番 受人：佐土原町の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番 1、

登記・現況ともに田、面積 1,190 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 5 年間の使用貸借権の新規設定です。

17 番 受人：上三財の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 3,028 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

18 番 受人：三納の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他 2 筆、登記・現況ともに田、面積 7,631 m<sup>2</sup>、令和 4 年 2 月から 4 年 10 ヶ月間の賃貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和 4 年 2 月 7 日を予定しております。

議長 第 106 号議案 18 番は、13 番〇〇委員が関連する案件であり、農業委員会法第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、18 番を除く、17 件の案件について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 18 番の審議を行いますので、13 番 〇〇委員の退席を求めます。

(〇〇委員退席)

議 長 それでは18番の審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。〇〇委員は、席にお戻りください。

議 長 議案第107号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について(農地中間管理権の取得)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第107号農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)(貸借権設定)については、議案書21~23ページの通り4件であります。

1番 受人:宮崎市の〇〇、渡人:下三財の〇〇、申請地:大字下三財字〇〇番13他7筆、登記・現況ともに田、面積4,838㎡、令和4年3月から10年間の賃貸借権の新規設定です。

2番 受人:宮崎市の〇〇、渡人:下三財の〇〇、申請地:大字下三財字〇〇番1他1筆、登記・現況ともに田、面積1,118㎡、令和4年3月から10年間の使用貸借権の新規設定です。

3番 受人:宮崎市の〇〇、渡人:下三財の〇〇、申請地:大字下三財字〇〇番1他5筆、登記・現況ともに田、面積3,556㎡、令和4年3月から10年間の使用貸借権の新規設定です。

4番 受人:宮崎市の〇〇、渡人:上三財の〇〇、申請地:大字上三財字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積3,885㎡、令和4年3月から10年間の賃貸借権の新規設

定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和4年2月7日を予定しております。

議長 説明がありました1番～4番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第108号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第108号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。

今回の非農地証明交付申請は、議案書24～25ページの通り3件であります。順番に説明します。非農地証明明細番号1、土地の所在：大字鹿野田字〇〇番他1筆、地目：台帳・田及び畑、現況・原野、面積442㎡、所有者：京都府木津川市〇〇番地2、氏名：〇〇、非農地判断は、事由4になります。

議長 番号1について地元委員の説明を求めます。

8番 1番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落にある農地です。〇〇公民館から東に約400m行った所の左側の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照

して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが所有している農地ではありますが、近くに行って見ることができない、谷底にある農地で、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明がありました番号1について、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 番号2の説明をお願いします。

局長 非農地証明明細番号2、土地の所在：大字下三財字〇〇番、地目：台帳・畑、現況・山林、面積105㎡、所有者：大字下三財〇〇番地7、氏名：〇〇、非農地判断は、事由4になります。

議長 番号2について地元委員の説明を求めます。

3番 2番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落にある農地です。〇〇神社の東側になります。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが所有している農地ではありますが、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました番号2について、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 番号3の説明をお願いします。

局 長 非農地証明明細番号3、土地の所在：大字下三財字〇〇番1、地目：台帳・田、現況・雑種地、面積15㎡、所有者：宮崎市〇〇番65号、氏名：〇〇、非農地判断は、事由4になります。

議 長 番号3について地元委員の説明を求めます。

3 番 3番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落にある農地です。詳細については、配付済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが所有している農地ではありますが、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 説明がありました番号3について、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 議案第 109 号農地等利用最適化の推進施策に関する意見書（案）の承認についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 109 号農地等利用最適化の推進施策に関する意見書（案）の承認について議案書 27 ページから 31 ページまで読み上げまして、提案とさせていただきます。

## 農地等利用最適化の推進施策に関する意見

はじめに

本市の農業振興並びに農業委員会の業務運営に対しまして、日頃よりご理解を賜り深く感謝申し上げます。

国内の農業・農村をめぐる情勢は、農業従事者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加など非常に厳しい状況にあります。加えて、新型コロナウイルスの度重なる感染拡大による経済活動の制限や日常生活の自粛等により、農畜産物の価格低迷や消費減退、労力確保など、影響は長期化しております。

本市においても同様な状況であり、地域によっては農地の維持が困難になりつつあります。

改正農業委員会法の施行から本年で 5 年が経過しますが、農業委員会では、32 名の委員と事務局職員で農業委員会に課せられた使命に取り組んでいます。具体的には、農地法及び関係法令に基づく許可等法令業務の適切な執行、日頃からの活動を通じて農業者の声を農政に反映させること、農地利用の最適化を進めるための「人・農地プラン」の実質化の取組等を行っています。今後も、地域農業の牽引役としての活動を行い、地域農業の持続・発展を支援してまいります。

農業委員会では、農業者の代表機関として農業者の意見・要望をくみ取り、これを令和 4 年度の農業施策に反映させることが重要であるとの認識に基づき、意見・要望を取りまとめ

ました。つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき『農地等利用最適化の推進施策に関する意見書』を提出しますので、必要な予算確保や施策の実施、並びに上部・関係機関等への働きかけなど、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年 2月15日

西都市長 橋田 和実 様

西都市農業委員会

会 長 壹岐 敏秀

## 要望事項

### 1. 農業委員、農地利用最適化推進委員への支援について

農業委員会は貴重な地域資源である農地の管理主体であり、地域農政の推進組織、地域の農業者を代表する公的機関でもあります。

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員は、「担い手への農地の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」に取り組み、地域農業の持続と発展を支援しています。また、農地利用の最適化の推進のために、「人・農地プラン」の実質化の中心的立場として農家の意向把握や地域の話合い活動に積極的に取り組むことが求められています。

つきましては、農業委員会の役割を継続して十分に果たすためのご支援及び関係機関の協力をお願いするとともにその活動に支障が生じないように、農業現場の実態に即した持続的な農地行政が担保されますような支援施策等について国県への働きかけをお願いします。

### 2. 農地中間管理機能を最大限活用した農地の保全と農地の集積・集約化の推進について

8年目となる農地中間管理事業は、農地中間管理機構において農業構造の改革と生産



コストの削減のため、令和5年までに担い手への集積について全農地の8割を目指して、鋭意進められています。しかし、担い手が不足する中、条件の良い農地に借り手が集中するために条件の悪い農地は借り手がいない状況です。

農地の集積・集約化を進めるには、個別に農地の貸し借りをを行うのではなく、農地をある程度まとめて貸し借りをすることが重要です。しかしながら、推進を図る中で、「未相続農地の存在」、「借り手が不特定」、「転貸の可能性がない農地については、機構が借り受けない」等のいくつかの事業推進上の課題があります。

つきましては、農地中間管理機構が有する2年間の中間管理機能など、機構が有する中間管理機能等を最大限に活用し、地域の実情を考慮した推進を行うこと、あわせて本来の形で農地を借り受け、集約して農地を貸し出すように国県への働きかけをお願いします。

### 3. 人・農地プラン及び農地中間管理事業に伴う農地集積・集約化 に対する連携・支援の充実について

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、地域農業の将来の展望が描きにくい中、「人・農地プラン」について継続的な話し合いと見直しを行うことにより地域の中心的な担い手への農地集積・集約化を図ることが重要です。農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律では、農業委員会に対して「農地所有者等の意向把握」「集落での話し合い」等の取組がより明確化・重点化されました。地域農業を担う人材を中心とした話し合いの場に農業委員、農地利用最適化推進委員が中心的立場として活動を進めていくことが求められています。

また、農地の集積率に応じて交付される地域集積協力金をはじめとする機構集積協力金が農地を集積・集約化するための推進力となっていますが、令和元年度の制度改正で地域集積協力金の対象が限定されたことに加え、交付対象面積の1割以上の新規集積面積の確保が要件のため、事業推進への支障となっています。

つきましては、農地中間管理事業を推進する中で、地域の中心的担い手等への農地の集積・集約化の円滑な推進を図るため、関係機関並びに関係部署との連携の充実と農地中間管理機構による農地集積がより一層推進されるような制度への改正について国県への働きかけをお願いします。

#### 4. 相続登記未了農地の登記促進と国による所有権取得・再配分を可能とする制度的措置の創設について

相続登記未了農地及び所有者不明の農地は、荒廃農地の発生要因及び利用集積の大きな妨げになっております。この現状を解決し農地の利用集積を進めるためには、国・県・市町村の横断的な取り組みで、数年後も見通した予算措置の上で現状把握調査を実施し、その上で相続登記の促進を図るために、市町村と法務局の連携強化ならびに農地に係る相続登記の費用負担を軽減するための措置が必要です。また貸借契約については、相続持分の過半同意による貸し付けが困難な農地が相当数あるため、代表法定相続人の同意による利用権設定の検討も必要です。

農業経営基盤強化促進法改正により、所有者不明農地のうち共有者の過半が判明していない農地でも農地中間管理機構に貸付できます。また、国においては、所有者不明土地の「発生の予防」と「利用の円滑化」の両面から民事基本法制の見直しを行い、相続登記や住所変更登記の申請義務化、相続土地を国庫に帰属させる制度創設、所有者不明土地管理制度創設などを令和3年4月21日に成立、同月28日に公布しました。今後2年から5年の範囲で施行されますので、相続登記未了農地の登記促進となります。しかし、相続登記未了農地及び所有者不明農地がすべて解消されたわけではありません。

つきましては、地籍調査による現行所有者の明確化とあわせて、民法の時効取得の考え方を援用し、相続未登記や所有者不明の農地については、農業委員会の公告等の手続きを経て、国等が所有権を取得・再配分できる制度的措置が必要なので、さらなる国県への働きかけをお願いします。

## 5. 荒廃農地の解消と発生防止について

本市では「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の中に優良農地は、地域の担い手へ集積するなど地域振興を図る必要を明記しています。一方、荒廃農地は農業従事者の高齢化や担い手不足・有害鳥獣等により拡大が続いていくと思われ、荒廃農地の増加は、更なる有害鳥獣被害の増加、病虫害発生等による隣接農地への悪影響など本市の農業振興に支障をきたします。荒廃農地の解消と発生防止を図ることは、地域農業活性化を図る上からも重要な課題です。

本年度の荒廃農地は約22.3haあり、農業委員会として荒廃農地解消に向けて鋭意努力しており、本年度は独自に2.8haを解消したところです。また、農業委員会の解消作業によりこれまでに9.4haを解消してきました。さらに、農地法第32条に基づく農地利用状況調査を行い、所有者への荒廃農地発生防止啓発活動を行っています。今後も農業委員会と市が連携して荒廃農地の解消と発生防止に取り組むことが重要です。

つきましては、荒廃農地の解消を推進するために、国県の荒廃農地対策に関する事業の活用と、西都市独自の荒廃農地の解消と発生防止に対しての助成事業創設を要望します。

## 6. 有害鳥獣対策強化の推進について

中山間の農地に限らず人里近くの農地でも、サル、シカ、イノシシなどによる農作物への被害が増加しており、営農意欲の減退や耕作放棄地の発生など深刻な影響を及ぼしています。その対策として、捕獲班による捕獲、防護ネット、電気柵等の設置に対する補助や罠の設置、有害鳥獣対策巡視員の配置を講じていただいていることに感謝申し上げます。また、シカ捕獲助成事業を今年度から創設されたことに改めて感謝申し上げます。しかし、捕獲に携わる狩猟者は高齢化とともに年々減少し活動範囲も限られていることから成果がなかなか上がらず、農家の労力と費用が大きな負担となっています。

つきましては、有害鳥獣の適切な駆除を継続的に実施していくため、有害鳥獣捕獲班等の捕獲活動への支援及び捕獲に携わる次世代狩猟者の確保・育成するための支援、並びに電気柵等設置の更なる拡充を図っていただきますよう要望します。

## 7. 収益性の高い農作物の推進について

本市農業は、農業従事者の高齢化や担い手の減少、荒廃農地の増加などの課題を抱えており、経営環境は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、農業所得の減少や将来不安などの厳しい状況にあります。

このような中、収益性の高い農作物で農業所得を増やすことは各種課題を解決する一つの方法です。営農意欲の向上に繋がり、若い人の就農や担い手の確保が期待されます。儲かるためには売上だけでなく、経費や労働時間、販売方法等を考えることが重要です。本市では、ピーマンやマンゴーなどの収益性の高い作物栽培に取り組んできた歴史があります。

つきましては、農業所得の向上を図るために、国県や関係機関に働きかけて、本市に適した収益性の高い農作物の推進について取り組んでいただきますよう要望します。

## 8. 農道及び農業用水路・排水路の整備支援と適正管理について

農道は、農作物流通や農業地域の社会生活に不可欠であり、経年劣化や農業用機械の大型化に伴い補修や再整備が必要となります。

また、水不足による作物の生育不良や枯死などの被害を防ぐための用水路、及び浸水による生育不良や根腐れなどの被害を防ぐための排水路を整備することも農地管理において重要です。併せて、農地等への被害を防ぐために用水路・排水路を適正に管理していくことも重要です。

つきましては、農地に付随した農道及び農業用水路・排水路の整備や管理は農業経営の上で重要であることから、こうした農業経営基盤の整備支援や適正管理及びその周知

について国県や関係機関に働きかけをお願いします。また、市におかれましても農道及び農業用水路・排水路への支援に今後も取り組んでいただきますよう要望します。

## 9. 農業経営の規模拡大に伴う支援について

地域の中心的な担い手に農地の集積・集約化を図ることは、地域農業を維持していくために重要です。担い手にとっては、農業経営の規模拡大に繋がり、さらなる労働力や農業用機械の更新・購入が必要となりますが、人手不足・資金不足で規模拡大が困難な場合があります。そのため、地域の担い手に、農地の集積・集約化を頼みにくいということがあります。

つきましては、農地の集積・集約化を図るために、農業経営の規模拡大に伴う人手不足解消のためのパート等の労働力の支援について要望します。さらに、規模拡大に伴う農業用機械の更新・購入について、助成要件を緩和するなどの助成制度の拡充等を要望します。以上であります。

議長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

11 番 有害鳥獣対策についてです。今年度シカ捕獲助成事業ができたのですが、その助成が3頭目の捕獲からが対象となります。1頭目からと要望できないでしょうか。

また、11月1日～3月15日の猟期内の補助であります。2月10日までが補助対象となっております。もう少し補助期間を延ばせないでしょうか。

事務局 農林課との協議が必要であり、議事進行の関係から、後で回答したいと思います。

議長 他にありませんか。

7 番 所有者不明の農地についてですが、たった一人の相続人の了承がとれず、登記できない農地などがあります。長期間税金等を支払っていることなどを理由に時効取得することはできないのでしょうか。

事務局 時効取得は、双方の同意に基づく所有権移転であります。委員の言われる様な状況においては、裁判によって登記が可能であると行政書士さん等に聞いたことはあり

ますが、具体的な手法についての詳細は把握していません。

会 長 裁判までもっていかないとなかなか困難なようですね。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

事務局 市長への意見書については、12月16日及び1月25日に開催しました、農政部会で協議し決定したのですが、昨年度は、要望事項1から8までの8項目でした。今年度は、更に9番の農業経営の規模拡大に伴う支援についてを追加して、9項目の要望事項として、今総会に諮らせていただいたところであります。皆さまの協議で承認という段階ですが、事務局で精査したところ、修正したい記述がありました。農政部会で決定した事項でありますので、総会には原案を提案した後、修正案を提示しましてご協議いただくものです。内容については、別紙の通りですが、要望事項の6 有害鳥獣対策強化の推進についての原案の、有害鳥獣対策巡視員の配置を講じていただいていることに感謝申し上げます。また、シカ捕獲助成事業を今年度から創設されたことに改めて感謝申し上げます。を有害鳥獣対策巡視員の配置、新規創設されたシカ捕獲助成事業等を講じていただいています。と修正させていただきたいと思います。

農林課と農業委員会は部局は違いますが、同じ市役所内の組織でもありますので、感謝申し上げますを削除し、シンプルに修正したところであります。皆さまでご協議いただきたいと思います。尚、先ほどの質問に関しましては、後で回答いたします。

議 長 事務局より、6番の要望事項について、修正案が出されましたが、ご意見のある委員は、発言をお願いします。

(委員 なし)

議 長 それでは、原案のままの方が良いと思われる委員の挙手をお願いします。

(挙手なし)

議長 それでは、修正案についても含めまして、全体議案に対して賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認決定しました。

議長 議案第 110 号農地賃貸料情報の提供の承認についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 110 号農地賃貸料情報の提供の承認については議案書 32 ページであります。令和 3 年 1 月から 12 月までに、締結（公告）された賃貸借における 10a あたりの賃貸料情報の提供となります。注意書きにもありますように、今回から、中間管理事業との賃貸借契約を含めていますので、データ数が増加しています。

妻地区、田の部、平均額 11,200 円、最高額 29,600 円、最低額 6,500 円、データ数 98 件、畑の部、平均額 13,300 円、最高額 15,000 円、最低額 10,000 円、データ数 12 件、穂北地区、田の部、平均額 11,500 円、最高額 28,200 円、最低額 2,900 円、データ数 120 件、畑の部、平均額 10,800 円、最高額 28,200 円、最低額 2,300 円、データ数 47 件、三納地区、田の部、平均額 14,300 円、最高額 21,000 円、最低額 5,000 円、データ数 54 件、畑の部、平均額 14,000 円、最高額 20,000 円、最低額 7,000 円、データ数 3 件、都於郡地区、田の部、平均額 13,900 円、最高額 31,000 円、最低額 9,000 円、データ数 89 件、畑の部、平均額 22,600 円、最高額 31,000 円、最低額 10,000 円、データ数 9 件、三財地区、田の部、平均額 13,200 円、最高額 30,000 円、最低額 7,100 円、データ数 81 件、畑の部、平均額 11,700 円、最高額 15,000 円、最低額 7,100 円、データ数 48 件、西都市全域、田の部、平均額 12,600 円、最高額 31,000 円、最低額 2,900 円、データ数 442 件、畑の部、平均額 12,400 円、最高額 31,000 円、最低額 2,300 円、データ数 119 件です。

議 長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定しました。

議 長 次に、議案第 111 号令和 4 年度農作業標準料金（参考）の設定承認について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 111 号令和 4 年度農作業標準料金（参考）の設定承認については、議案書 33 ページになります。

農作業料金につきましては、令和 4 年 1 月 12 日に開催されました、西都児湯市町村農業委員会事務局長会議で協議、参考（案）とされたものであります。これまでの経緯も踏まえ、尾鈴農業公社、都城市・三股町の農作業料金も参考としています。昨年度と比較して、変わったところは、県の最低賃金が 793 円から 821 円に変更され、一般作業賃金は 8 時間で、6,570 円と変更しています。また、荒田耕起以下の作業区分の金額を児湯管内農業委員会と合わせて、全て消費税込の表示としました。さらに、今回高鍋町の要望もあり、ドローンによる防除費についても、あくまで参考ですが、作業区分として追加しています。

なお、農作業標準料金は、一つの目安です。農地の状況により双方の話し合いで決めていただきたいと思います。

議 長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。



(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認いたします。

議長 先ほど、〇〇委員より質問のあった事項について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書 30 ページになりますが、要望事項の 6 番、有害鳥獣対策強化の推進についてのシカ捕獲助成事業について、農林課に話を聞いてきました。シカの狩猟期は、11 月 1 日から 3 月 15 日までとなっています。猟期以外の有害鳥獣捕獲については、1 頭目から補助がなされていますが、これまで猟期内の捕獲については、補助の対象ではありませんでした。しかし、県が今年度から、狩猟でシカ捕獲促進事業を創設し、猟期内のシカ捕獲 3 頭目から補助することとなり、市もこの事業要領に準じて、3 頭目から 4,000 円を補助する支援に取り組むことになったとのことです。県の事業要領に基づいているため、市も 3 頭目からを補助対象としているとのことです。また、2 月 10 日までの補助期間についてですが、農林課によりますとこの事業が本年度初めての事業であり、9 月補正で対応した単年度事業であります。このため、事業量が十分把握できていないこと、補助事業に対して実績報告を求めており、新規事業に対する実績等が期限等含めて、適切に報告されるか懸念されることから、猟期終了前の期間を補助対象期間としたとのことでありました。期間の延伸等は今年度の状況を見させていただきたいとのことでした。このような状況でありますので、今回の要望については、原案のままで承認いただきたいと思います。

議長 質問に対する回答がなされました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認いたします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 49 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

11 番 \_\_\_\_\_

19 番 \_\_\_\_\_